

飯田市観光関連事業継続応援金

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による他都道府県との往来自粛の要請など、特に大きな影響を受けている市内の観光関連事業者の事業継続を支援するための応援金を支給します。

2 事業概要

<p>対象者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している市内の観光関連事業を営む中小企業者等</p> <p>■観光関連事業</p> <p>①宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所） ②旅行業 ③土産販売業（小売店のうち、専ら観光客等を相手に地場産品等を販売する事業者） ④観光施設 ⑤旅客輸送業（貸切バス、タクシー、運転代行） ⑥自動車賃借業（レンタカー） ⑦土産卸業 ⑧観光農園 ⑨温泉供給業</p>
<p>支給要件</p>	<p>■2020年以前から市内で観光関連事業により事業収入を得ており、応援金受給後も事業を継続する意思があること</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めており、長野県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」または「信州の安心なお店」であること</p> <p>■ 〔法人の場合は、市内に本店又は事業所を有する者 個人事業主の場合は、市内に事業所を有する者〕</p> <p>■2021年8月または9月（対象月）の売上げが、2019年または2020年の同じ月（基準月）と比べて<u>50%以上減少</u>していること</p> <p>■資本金等の額が10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員が2,000人以下の法人又は個人事業主であること</p> <p>■事業に必要な許認可等を取得していること</p> <p>■以下のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共法人、政治団体 ・性風俗関連特殊営業等 ・宗教上の組織等 ・暴力団員、暴力団関係者 <p>■市税等に滞納がある方は、応援金を交付できない場合があります。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和3年10月1日（金）から 令和3年12月28日（火）</p>
<p>給付額</p>	<p>■法人：上限40万円 ■個人事業主：上限20万円</p> <p>■計算式：（2019年または2020年の基準月の売上）－（2021年の対象月の売上）</p> <p>■給付回数は1事業者につき1回まで</p>